

令和7年度東海村障がい者総合支援協議会 第2回専門部会（社会部会）会議録

開催日時	令和7年9月18日（木） 午後1時30分～午後2時50分
場 所	東海村総合福祉センター「絆」ボランティア室2
出席者	大串部会長，恩智副部会長，有阪副会長，浅野委員，稲川委員，永山委員，山崎委員
欠席者	佐藤委員
次 第	1 開会 2 部会長あいさつ 3 議事 （1）東海村地域生活支援拠点ガイドライン（案）について （2）その他 4 今後の予定
議 事	（1）地域生活支援拠点ガイドライン（案）について ○担当から説明後に質疑応答 ●事業所ヒアリングの内容を知りたい。 ○前回の会議以降，村内約20事業所に訪問・説明した。事業所によって注目する視点が異なるが，「拠点の面期整備の目的や機能は理解した。ガイドラインの情報があれば，地域生活支援拠点の登録に協力できる」との返答を得ている。後日の問い合わせはない。 ●事前登録申込シートについて，記入者が困らないよう表記を工夫願いたい。具体的には，生年月日（西暦または和暦），発作や通院の頻度（月または年），エコマップの書き方（記入例を明記），ADLとは何かの説明（「日常生活動作」と明記）を修正願いたい。 ○具体的に補足・修正する。 ●事前登録申込シートの提供手段は紙媒体のみか。 ○窓口等で手書きをする場合は紙媒体で，ホームページに掲載する場合は電子データ（Wordファイル）で，両方の提供を考えている。 ●事前登録申込シートの通院先について，2ヶ所以上記入できるように増やしてほしい。 ○修正する。 ●ガイドラインには，事業者が登録に当たり「運営規定を変更する」とあるが，具体的に説明してほしい。 ○今後の流れを説明する（4月1日事業開始の場合）。 ・要綱制定後，年明けに事業所へ通知する。 ・登録を希望する事業所は，運営規定の変更を含む必要書類を東海村に提出する。 ・申請書類を確認後，登録通知書を事業所に送付する。 ・事業所は，3月15日までに茨城県に届け出る。

	●地域生活支援拠点については、緊急的あるいは親亡き後のイメージが強いが、ここには体験の機会や場を提供する機能も入っているので、自事業所も関係することが理解できた。 ●地域生活支援拠点に係る加算の種類は一見たくさんあるように見えるが、よく読んでみると、条件付きのため限定されている感じがある。 ●関係者に説明・案内をするに当たっては、「障害福祉サービスとは何か」からになるだろう。特別支援学校の関係者なら分かると思う。 ○保護者に対してどうアプローチしていけば良いか。 ●学校でも一部のことは分かっているが、総合相談支援課で取り組んでいる障害福祉サービス等は分からない部分もある。校長会・教頭会・教務主任会のほかに、特別支援コーディネーターの会で周知するのはどうか。 ●まずは簡単な案内から始めるべき。支援が必要な時に、先生から「ここに相談してみて」という具合に保護者に伝えてはどうか。低学年のうちは障がいの程度が不分明な場合も多いので、障がいの有無に限らず、相談できる場所が分かれば保護者の安心感に繋がるのではないか。 ●チラシを作成し、学校、幼稚園、保育所に配布し周知すべき。 ○助言をもとに啓発方法を考えていきたい。 ●拠点コーディネーターの配置はどうなっているのか。 ○総合相談支援課は基幹相談支援センターを担っている。職員個人がコーディネーターになるのではなく、組織としてコーディネート機能を担うことになると考えている。現在は相談支援担当がその役割を担っている。緊急時の受入れや対応が発生した場合の情報は、MCSで関係者と迅速に共有したい。 ●村内約20事業所は、地域生活支援拠点の4つの機能（相談・緊急時対応・体験・人材養成）すべてを持っているのか。 ○各事業所はいずれか対応可能な機能を担うことで、村全体では4つの機能すべてをカバーできる。 ●医療機関が受入れをする場合、事前登録申込シートの案では医療的ケアに関する情報が分からない。シートに添付できないか。 ○情報として、医療的ケア児・者の判定スコアを添付することは可能である。医療的ケアが必要な対象者の避難行動要支援者情報については、全員「未同意」となっているため提示できない。未同意の理由は、居住している自治会に個人情報の提供をしなくてはならないため。このため、当該医療的ケア児・者が地域生活支援拠点の登録申請をする場合は、それとは別に、本人の同意有無を確認していくことになる。 ●緊急時の主な例について。精神障がい者については、病状が悪化したら医療機関に繋ぐ対応で良いか。この場合、家族もどうやって病院に連れていくかで困っている。緊急時受入加算では、夜間に支援を行った場合に加算できると記載がある。事業所としては、問い合わせがあったらここで対応をしなくてはならないのか不安な部分もある。
--	---

	○東海村内には精神科の病院や事業所はないため、東海村地域生活支援拠点での対応はできない。現在でも、そのようなケースに対しては村から医療機関に何とか受け入れてもらえるように要請しているところである。 ●いきなりグループホームに入居もできない。一旦病院へ繋いてもらうことが妥当。医療機関から自宅に戻れない場合は、グループホームで受け入れることができる。 ●地域生活支援拠点の対象者は、村内の住民と事業所のみと考えて良いか。 ○お見込みのとおり。現時点では、村内での対応と考える。 ●同じように、拠点の整備をした他の市町村から、村内の事業所に受入れを要請されることはあるのか。 ○制度の建付け上、地域生活支援拠点として要請されることは想定していない。 ●地域体制強化共同支援加算報告書兼記録書の中で「三者以上の出席が必要」とあるが、出席者はどこの事業所でも良いのか。 ○総合支援協議会委員の出席者を想定している。改めて確認する。 (委員一同、了承) (2) その他 ○障がい者の雇用について。 商工会の方にもご協力をいただきながら、村内の障がい者と中小企業とのマッチングを行い、障がい者の活躍の機会を増やしたいと考えている。 ●内職系の作業を行っているが、納品のために遠方まで行かなくてはならない。近くにあるとありがたい。 ●茨城県の共同受発注センターを利用しているが、同じく遠方である。村内でそうした仕組みづくりができれば、なお良い。地域で繋がっていることは、障がい問わずプラスである。 ●同じく茨城県の共同受発注センターを利用しているが、高速で移動するほど遠方である。利用者にはその仕事が合っているため続けている。納期は2週間ほどの長いものをいただいている。 ○地域生活支援拠点を固めながら、課題を修正しながら就労支援の形を作っていければ良いと思う。 (委員一同、了承)
そ の 他	○次回は10月28日（火）午後3時00分から総合福祉センター「絆」多目的ホールにて全体会議を開催予定。